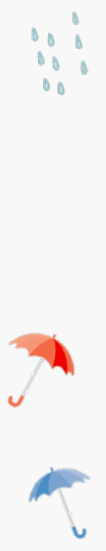




公益認定等委員会だより

法人の立入検査は、概ね3年で一巡を目途に実施しています。今般、これまでに実施した立入検査の際の指摘事項等を参考に法人運営における留意事項を2か月連続で紹介します。今回は「機関運営関係」について掲載します。
(関連記事2～3ページ)

「公益法人information」のホームページを4月22日にリニューアルしましたのでお知らせします。
(関連記事4ページ)



郵政博物館
(東京スカイツリータウン・ソラマチ9階)

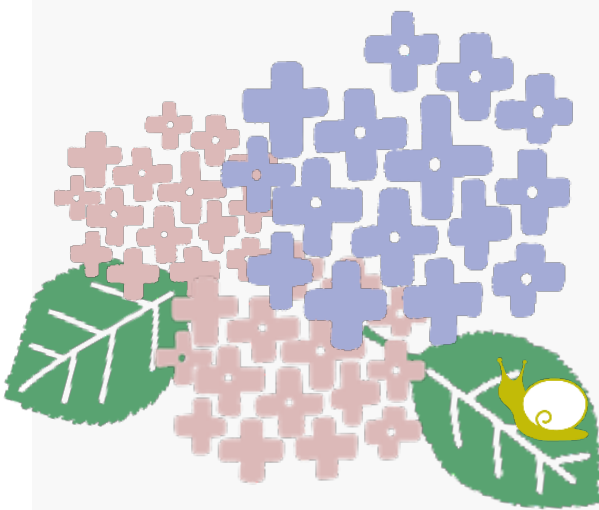
公益法人の活動紹介

44

※詳しくはP.5を御覧ください。

目次

- P.2 法人運営における留意事項
～立入検査における主な指摘事項を踏まえて～
- P.4 「公益法人information」ホームページ
リニューアルのお知らせと利用ガイド
- P.5 公益法人の活動紹介
「公益財団法人通信文化協会」
- P.6 申請サポートに関する情報・
その他お知らせ



■ 公益財団法人通信文化協会

郵政博物館の運営、前島密賞の贈呈、通信文化の普及啓発に関する事業を行い、手紙等文字コミュニケーション文化と情報通信、放送文化の向上に寄与することを目的として活動している法人です。

5月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
			税額控除法人数	
内閣府	社 団	781	106	1,024
	財 団	1,581	302	943
都道府県	社 団	3,327	99	5,334
	財 団	3,684	399	3,178
合 計		9,373	906	10,479

(注) 公益目的支出計画実施法人 (平成27年5月31日現在)

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページを御覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>



内閣府

法人運営における留意事項

～立入検査における主な指摘事項を踏まえて～

内閣府では、「概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施する」としている「立入検査の考え方」(平成21年12月24日)の趣旨を踏まえ、平成26年度から立入検査の実施を本格化させているところだ。

今般、これまでに実施した立入検査の際の指摘事項等を参考に、多くの法人に共通する事項について取りまとめました。今回は、「機関運営関係」について、次回は「業務運営・手続関係」、「財務・会計関係」を掲載する予定です。



「立入検査」とは？

- 公益法人として遵守すべき事項に関する法人の事業の運営実態を確認する観点から行います。
- 事前通知の上、通常1日、複数名で伺います。その際には、法人運営全般や事業内容等について、役員等の方から御説明いただきます。

機関運営関係の指摘事項

1. 定時社員総会(評議員会)の開催手続きについて

1 決算承認理事会と定時社員総会(評議員会)の議事録を確認したところ、同日に開催していた

■解説

法人法第129条第1項(第199条で準用する場合を含む)の規定により、定時社員総会又は定時評議員会の2週間前から計算書類等を備え置くこととなっていますが、当該備置き書類は理事会の承認を得たものであることが求められます。

したがって、計算書類等を承認する理事会と定時社員総会(評議員会)は、中2週間以上を開ける必要があります。



★ 解決アドバイス

① テレビ会議や電話会議などにより理事会や社員総会(評議員会)を開催することも可能です。出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論ができる方法であれば許容されますが、その際には、議事録に当該方法について記録しておきましょう。

② 「決議の省略」について説明します。

➤ **理事会** 定款に「決議の省略」について定めを設ければ、提案された議題について書面又は電子メール等で議決に加わることのできる理事全員の同意を受け取り、かつ、監事の異議がない場合、決議がなされたものとみなすことができます。

➤ **社員総会及び評議員会** 社員総会は全社員の同意、評議員会は利害関係のない評議員全員の同意が必要ですが、定款の定めは不要です。

なお、理事会、社員総会(評議員会)の決議の省略について議事録の記載を忘れずに行ってください。

(詳細は、FAQ問Ⅱ-6-①、問Ⅱ-6-②、問Ⅱ-7-①を参照ください)

2 定時社員総会(評議員会)の招集手続を省略する場合に、理事会決定を行っていない

■解説

法人法第40条又は第183条の規定により、社員又は評議員の全員の同意があるときは、社員総会又は評議員会の招集の手続を省略することができますが、この場合に省略できるのは「招集の手続」であって、理事会による「招集の決定」は省略できません(ただし、法人法第96条による「理事会の決議の省略」によって招集を決定することは可能です)。

3 定時社員総会(評議員会)の招集通知に際して、計算書類等を提供していない

■解説

法人法第125条(第199条で準用する場合を含む)の規定により、定時社員総会又は定時評議員会の招集通知に際しては、理事会の承認を受けた計算書類等を社員又は評議員に提供しなければならないとされています。



2. その他

4 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、又は議事録に記載がなく実施の確認ができない

■解説

法人法第91条第2項の規定により、代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされています。なお、当該報告は、同法第98条第1項による理事会への報告の省略の対象外となっています(同条第2項)。

5 役員の選任に際し、個別に採決せず、一括で決議していた

■解説

役員等の選任に当たっては、一人一人の役員等の選任議案について議決権を行使できることから、複数人を一括で決議することなく、それぞれの役員等について個別に決議を要します(「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について(平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会)」II 4を参照)。



6 議事録の作成・保存の不備(記載事項、記名・押印等)

■解説

理事会については、法人法第95条第3項及び第97条、社員総会又は評議員会については、第57条及び第193条により議事録の作成と主たる事務所への備置きが規定されており、法務省令において開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した役員等の氏名、議長が存する場合の氏名等の記載すべき事項が規定されています(同法施行規則第11条、第15条、第60条)。



公益法人
information

「公益法人information」内【公益法人の皆様へ】に、法人運営に役立つパンフレットを掲載しています



- ①公益法人の各機関の役割と責任
- ②移行後の法人の業務運営と監督について
- ③社員総会、評議員会の開催日程

公益法人information

トップページ

公益法人とは 公益法人への寄附 公益法人になる 公益法人の監督へ 公益認定等委員会 法律・制度関連

民間を支える社会を目指して

ここをクリック

公益法人とは
公益法人制度の概要、公益法人の役割、公益法人の監督について

公益法人への寄附
公益法人への寄附に関する取組状況、寄附金等の活用状況

公益法人になる
公益認定を受けるための手続き、公益認定を受けるための取組状況

公益法人の監督へ
公益法人・移行法人の業務運営の留意事項、行政庁の監督の取組状況

公益認定等委員会
公益認定等委員会の役割、公益認定等委員会の取組状況

法律・制度関連
公益法人制度関連法令のガイドライン・FAQなど

電子申請窓口
公益法人の申請受付、オンライン、パスワード、ログイン

公益法人・移行法人の運営について

制度の趣旨を解説するなど、公益法人が自律的な法人運営するための役立つ資料を掲載しています。

公益法人の各機関の役割と責任 (PDF/375KB:新しいウィンドウが開きます) ①
理事・理事会、監事、評議員・評議員会などの役割と責任を解説しています。

移行後の法人の業務運営と監督について (PDF/3,612KB:新しいウィンドウが開きます) ②
公益法人・移行法人の業務運営の留意事項、行政庁の監督の取組状況などをまとめています。

法人の財産管理について (PDF/986KB:新しいウィンドウが開きます) ③
実際に起こった事例を基に適正な財産管理のポイントを解説しています。

法人法改正について (PDF/457KB:新しいウィンドウが開きます) ④
平成27年5月施行の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の改正内容について解説しています。

社員総会・評議員会の開催日 (PDF/109KB:新しいウィンドウが開きます) ⑤

公益法人の寄附税制・法人税制についてわかりやすく解説しています。

税額控除に係る証明～申請の手引き～
税額控除制度の内容、税額控除に係る証明を受けるための要件、申請方法等についてまとめています。

特定収入に該当しない寄附金に係る確認(公益法人が納付する消費税関連)～申請の手引き～ (PDF/2,645KB:新しいウィンドウが開きます) ⑥
公益法人が有償税法上の特定収入に該当しない寄附金に係る確認のための要件、申請方法等についてまとめています。

寄附集めの事例紹介 (PDF/1,268KB:新しいウィンドウが開きます) ⑦
公益法人の寄附集めの事例紹介や寄附集めのポイントを紹介しています。

その他
公益法人・移行法人の皆様へのお知らせ。
注意喚起情報～御注意ください～
政府からのお知らせ

参考

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

「公益法人information」の ホームページが新しく見やすくなりました

平成27年4月22日より

「公益法人information」には、公益法人等の所在地やホームページアドレス等の基礎情報や事業概要、税額控除の対象法人かどうかなどを確認できる検索機能が備わっております。また、定期提出書類の手引きや公益認定等ガイドライン、FAQ等、各種申請書類の記載例など役立つ情報を提供しています。今般、ホームページをより分かりやすくリニューアルしましたのでお知らせします。

公益法人とは

公益法人の概況
 ・公益法人の検索
 ・事業報告書の閲覧請求
 公益法人のデータ
 ・概況
 ・活動紹介
 (現在80以上の法人活動を
 紹介しています。)

公益法人への寄附

・公益法人税制
 ・税額控除対象の法人の検索

初めて申請される方

電子申請のためのID、PWを取得するためには「**公益法人になる**」申請サポートを御覧ください。

▲公益法人の活動紹介
 検索したい分野をクリック
 してご覧ください。

公益法人の皆様へ

- ・定期提出書類、変更認定申請届出の各種様式と手引き
- ・テーマ別セミナーのお知らせ
- ・税額控除に係る証明～申請の手引き
- ・公益法人・移行法人の皆様へのお知らせ
- ・行政庁による監督、立入検査の考え方

- ①見やすさ、使いやすさの観点から、タブを廃止し、カテゴリに分類したコンテンツのメニュー化を行いました。
- ②電子申請のログインメニューも分かりやすい位置(常に表示)に再配置しました。
- ③リンクを見直し、ページの内どこにいるのかが分かりやすいようになりました。

The screenshot shows the homepage layout with several key sections and callouts:

- 公益法人とは**: Overview and search options.
- 公益法人への寄附**: Information on donations and tax benefits.
- 公益法人になる**: Registration and application support.
- 電子申請窓口**: Login and application portal.
- 公益認定等委員会だより**: News and reports from the committee.
- 内閣府からのお知らせ**: Cabinet Office announcements.
- 法人向けセミナー・相談などのお知らせ**: Information on seminars and consultations.
- 各行政庁への入口**: Regional office access points.
- 内閣府公益法人 Facebook** and **Twitter** links.
- 内閣府** and **内閣府 NPO** logos.

公益法人になる

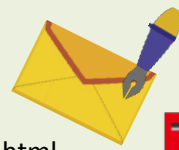
- ・窓口相談予約
- ・公益法人制度のポイント
- ・「公益information」の活用方法
- ・申請に役立つ資料
- ・各種申請様式と手引き
- ・各種申請書類の記載例

公益認定等委員会だより

最新版、バックナンバーはこちらから

テーマ別セミナーの
 お知らせや各種相談
 の申込はこちらから

内閣府公益法人行政担当室の公式Facebook及び公式Twitterにアクセスできます。内閣府公益法人行政担当室が公益認定等委員会と連携して、新公益法人制度の下での活動概況や公益法人の運営に役立つ情報を発信していますので、是非御覧ください。

法人公式ホームページ <http://www.tsushinbunka.org/maejima.html>

通信文化協会は、明治41年(1908年)5月、時の通信大臣の認可を得て通信協会として設立されました。同43年(1910年)5月に財団法人通信協会に改組され、初代総裁に通信大臣後藤新平が就任、昭和39年(1964年)に財団法人前島会と合体し発展してきました。社会的信頼と責任ある地位を保持しより高い公益性を確保するため、平成24年(2012年)4月に公益財団法人の認定を受け通信文化協会としてスタートしました。

当協会は、郵政博物館の運営、前島密賞の贈呈、通信文化の普及・発展等に関する事業を行い、もって我が国の手紙等文字コミュニケーション文化と情報通信・放送文化の向上に寄与することを目的として活動しています。

活動内容

■ 郵政博物館の運営

郵政・通信文化の普及・発展に向け次世代の利用者との幅広い交流を図り、歴史的資料・知識を後世に伝えるため、「展示」、「収集・保存、調査研究」、「文化・教育普及、生涯学習支援」など、多くの方にとって文化教養を磨く場、教育普及の場としての活動を行っています。

郵政博物館

(東京スカイツリータウン・ソラマチ9階)

[常設展]と重要文化財をはじめとする当館所蔵の貴重なコレクションの展示や文化・学術・教育の発展への寄与を強く意識したテーマの[特別展(企画展)]を年4~5回行っています。



郵政博物館資料センター

(千葉県市川市)

所蔵資料の保存、分類・整理、資料の研究調査等を行い、その成果を有効活用することを目指して活動しています。

■ 「前島密賞」の贈呈

近代国家の建設に当たり、社会経済活動の基盤となる郵便や電信・電話、鉄道、物流等のネットワークを整備し、国民生活に多大な利便性をもたらした通信事業の創始者である前島密の功績を記念し文字コミュニケーション・情報通信・放送分野において顕著な功績のあった方々に贈呈しています。昭和30年度に創設され、平成26年度まで60回と回を重ね、762件976名(団体・共同研究を含む)の方々の功績を讃え、顕彰してきています。



第60回前島密賞贈呈式
(平成27年3月20日)

■ 講演会・セミナーの 開催等文化活動

各界の著名人や専門家を講師に、全国各地で、郵政、情報通信、放送等通信文化の普及・発展のため講演会・セミナー等を開催しています。また、手紙・文字コミュニケーション文化の醸成を図るため、手紙教室の開催や青少年ペンフレンドクラブの活動支援等の取組を行っています。



文化講演会 一加来 耕三先生一
(平成26年9月27日)



親子絵手紙教室

■ 会報「通信文化」の発行

明治41年、当協会の前身である通信協会が、通信事業の総合的進歩・発展に資する目的で「通信協会雑誌」を創刊・刊行。以来、平成24年4月に公益財団法人通信文化協会として新たなスタートを切ったことを契機として、名称を「通信文化」に改題し、平成27年5月号で通巻1248号を刊行してきています。





公益認定申請サポート・法人運営相談について

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）について相談がある法人の皆様は、サポートを御活用ください。予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

■公益認定申請の内閣府相談窓口

窓口相談 《要事前申込》

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

■法人運営・公益認定申請について、弁護士・会計士等に相談したい法人

●民間の専門家を活用した相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。6月の予定は下記のとおりです。

◆6月22日（月）愛知県で開催予定

（※詳細は「公益法人information」で近日案内開始。）

■その他のサポート

●業態別説明会への講師派遣 《要事前申込》

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

テーマ別セミナーの開催

要事前申込

これから公益認定の申請検討に着手される法人や、既に公益法人として活動されている法人を対象に、テーマごとに解説します。

■「公益法人の役員等の役割と責任」(7月予定)

新たに選任された公益法人の役員等の方々を主な対象に、役員等の義務や業務執行上の留意事項等について解説します。

●詳細が定まりましたら「公益法人information」に掲載します。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp



お知らせ 内閣府ホームページに、寄附金の税額控除制度の対象となる公益法人・NPO法人について、所在都道府県別の一覧を掲載しました。

掲載URL:

http://www.cao.go.jp/others/koeki_npo/koeki_npo_zeigakukoujyohojin.html

募集

ホームページ及び委員会だよりで活動紹介を希望する法人を募集!

公益認定等委員会の広報誌(月1回発行)及び「公益法人information」サイトで、法人の活動紹介を行っております。多くの方に活動を知ってもらう機会になりますので、奮って御応募ください!

現在は、83法人の活動を紹介しており、随時更新しています。詳しい応募方法や記事のフォーマット等の情報は、下記を御覧ください。

ここをクリック

●「公益法人information」トップページ【公益法人とは】から、公益法人の活動紹介を御覧ください。

検索したい分野をクリック

■問い合わせ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話：03-5403-9524

e-mail: koueki-info@cao.go.jp

